



# 金 沢 市 公 報

号外第12号の2

平成30年(2018年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

<p>◎ 目 次</p> <p>● 規 則</p> <p>○金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (行政経営課) 1</p>	<p>○金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則 (こども政策推進課) 1</p>
--	--

## 規 則

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第44号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年規則第68号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改める。

第13条第2号中「若しくは第3条(これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。)の被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条若しくは第13条第1項(これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。)の被保険者の資格喪失」を「、第3条、第4条、第11条、第12条又は第13条第1項(第4条及び第11条を除き、これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。)」に改める。

第22条第1号中「自立支援医療費」の次に「及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第43条の5第6項に規定する場合に支給するものに限る。)」を加え、同条第3号ア中「(平成18年政令第10号)」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第45号

金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

金沢市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年規則第58号)の一部を次のように改める。

別表第1中「5,500円」を「4,000円」に、「7,700円」を「5,500円」に、「9,800円」を「7,000円」に、「12,600円」を「9,000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支

援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育（以下この項において「特定教育・保育」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育については、なお従前の例による。

平成30年(2018年)3月31日 印刷  
平成30年(2018年)3月31日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄